出向職員の取扱いに関する申合せ

宮城県警察本部（以下「甲」という。）と防衛省（以下「乙」という。）とは、乙から甲に受け入れる職員（以下「出向職員」という。）の取扱いについて、次のとおり申し合わせる。

（出向期間）

第１条　出向職員の出向期間は、２年間とする。ただし、必要があるときは、甲及び乙が協議の上、その期間を変更することができる。

（階級等）

第２条　甲が受け入れる出向職員の乙における階級は一曹又は二曹とし、甲において受け入れる際の階級は、巡査部長とする。

２　出向職員の配置所属は、甲が定める。

（給与等）

第３条　出向職員の受入時の給与は、甲の法令等に基づき速やかに決定し、甲から乙に通知するものとする。

２　甲は、期末手当及び勤勉手当については、出向職員の出向前の乙における在職期間を通算して支給するものとする。

（分限及び懲戒）

第４条　甲は、出向職員において分限又は懲戒に相当する事由が生じた場合は、速やかに乙に通知するものとする。

（退職手当）

第５条　出向職員が出向期間中に退職を申し出た場合は、原則として乙に戻した上で退職させ、退職手当は、乙で支払うものとする。

（公務災害等補償）

第６条　出向期間中に出向職員の公務災害又は通勤災害が発生した場合は、甲における公務災害関係法令等に基づき処理するものとする。

（福利厚生）

第７条　出向職員の福利厚生は、甲の法令等に基づき扱うものとする。

（年次休暇等）

第８条　出向職員の年次休暇等の日数は、甲の法令等に基づき決定するものとする。

（身上異動に係る通知）

第９条　甲及び乙は、出向職員の入院加療又は長期療養を要する疾病、結婚、出産、給与その他身上異動に係る事由を認知した場合は、その都度、速やかに通知するものとする。

（出向職員受入れの継続）

第10条　出向職員受入れの継続については、出向職員の出向期間が満了するときに、その都度甲及び乙が協議するものとする。

（疑義の解決方法）
第11条　この申合せに定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この申合せを証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和２年３月13日

甲　　宮城県警察本部長　　松　岡　　亮　介

乙　　防衛省人事教育局長　　岡　　真　臣